

## 食の安全・安心を確保する体制強化を求める意見書

昨年来、消費期限切れの原料を使用した食品の製造や流通過程における産地の偽装、賞味期限の改ざん、さらには、中国から輸入された冷凍ギョーザによる薬物中毒事件など、多くの憂慮すべき問題が起きている。

我が国は、食料自給率が4割に満たず、6割以上を輸入に頼っており、輸入食料や年々増加する輸入加工食品の安全を図ることは、食の安全・安心を確保する意味からも重要である。

国は、平成15年に改正された食品安全基本法に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を推進しているものの、これらの問題は、食品加工業者等のコンプライアンス（法令遵守）に係る問題であり、消費者の安全を守る立場から、更なる食の安全・安心体制の確立が必要である。

よって国におかれては、食の安全・安心を確保する体制強化のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 食の安全・安心を脅かす事件における被害状況を早急に調査し、個々の事件の徹底的な原因究明を行うとともに、被害者に対する万全の対策を行うこと。
- 2 全国の消費者への情報提供を徹底させるなど、食の安全・安心を脅かす新たな被害の防止に全力を尽くすこと。
- 3 食の安全・安心に関する行政上の不備を徹底的に究明するとともに、輸入食品に対する検査体制を抜本的に改善するなど、食の安全を図るための総合的な施策を行うこと。
- 4 我が国の食料自給率を抜本的に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月4日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
外務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣